

## 第12回福井家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成21年5月28日(木)午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室(3階)

### 3 出席者

#### (1) 委員

秋山政美委員, 有田康弘委員, 岡崎真尚委員, 黒原繁夫委員, 佐茂剛委員, 長門栄吉委員長, 黛千恵子委員(以上7人出席)

#### (2) 事務担当者等

梶本事務局長, 西首席家裁調査官, 佐々木首席書記官, 坂本事務局次長, 玉総務課長

### 4 議事

#### (1) 委員長選任

長門栄吉委員が委員長に選任された。

#### (2) 家事調停委員研修用DVD「はじめての家事調停」視聴

#### (3) 意見交換テーマ

「離婚」について

#### (4) 意見交換要旨

##### ア 離婚調停の申立ての原因等について

##### 委員

福井家裁における離婚調停は, 女性からの申立てが多いのか。また, 当事者が離婚を求める原因はどのようなものか。

##### 委員(裁判所)

女性からの申立が多く, 申立人が離婚を求める原因としては, 生活費を払わない, 暴力を振るう, 生活費は払うが家事育児に一切関わらない, 性格の不一致, 不貞行為等が多いようである。

##### 委員

市役所で行っている市民相談室に持ち込まれる相談でも離婚の相談はや

はり多く、相談の内容としては、親権、養育費、財産分与、慰謝料、負債の問題、面接交渉などが争点となっているようである。

#### 委員

地域的な特徴なのかもしれないが、「嫁姑問題」がある。夫が長男でその実家に居住しているケースにおいては、嫁が姑から、「子供を置いて家を出るよう」求められる事例があるように思う。調停になると必ずしもそのような結果になるとは限らないが、当事者だけの話し合いだと子供を置いて嫁が家から出て行くという結論になるケースが散見される。

#### 委員（裁判所）

福井では「家」を守ろうとする意識が強く、家を継ぐ子供を確保する必要から、離婚には合意しているが子供の親権について問題となる場合が多く、結果として調停が合意に至らないケースも多い。事件数を見ても、子供に関係する事件の申立てが多い。

#### 委員

子供の問題に関して、自分が調停委員として携わった経験から言うと、面接交渉の調停を進めるについては、夫婦の問題が子供に影響するので、当事者双方に対し、子供の視点で考えてもらうよう働きかけているが、そのサジェスションの仕方が難しい。家裁の調査官が子供の監護状況等を調査した後、同調査官から、夫と妻に対し、子供の心理状況等を伝えてもらうときも、当事者双方の立場に配慮しつつ、必要な事実が伝わるよう、表現を工夫するなど苦心している様子が窺えた。

### イ 調停調書の効果等について

#### 委員

離婚に伴う子供の養育費等の金銭的な問題について、合意した内容を書面化しておくことの重要性を認識した。こうした合意内容を書面化しておくのは、調停調書以外にも方法はあるのか。

#### 委員（裁判所）

離婚等について合意した内容を公正証書として作成しておくケースもある。

## 委員

「調停」というものがどういうものか、つまり、「裁判所で話し合いをして合意した内容を書面化しておく手続」だということがまだ一般に認知されていないように思う。裁判所として、もっと認知されるよう努力することが必要だと思う。

## ウ 調停委員の任命手続について

### 委員

実際に調停を担当する調停委員の苦勞はDVDを視聴してよく分かったが、調停委員の任命の手続はどのようになっているのか。

### 事務担当者

調停委員候補者として専門的な知見を必要とする場合には、医師会や建築士会等の団体に推薦依頼をし、推薦された調停委員候補者について書類審査及び面接を行って選考している。専門家以外の調停委員候補者については、県や市などの地方公共団体に推薦依頼する場合、現調停委員が候補者を推薦する場合、あるいは自薦してくる場合がある。いずれの場合であっても書類による審査と面接を行って選考している。

## エ 調停実施にあたっての工夫、調停回数等について

### 委員

調停期日に出頭した当事者が待合室で待っているときに、調停委員が当事者の氏名を呼ばずに、予め交付したカードの番号で特定する等のプライバシーに配慮している事例や、DV事件における別室調停の実施、あるいはDVの被害者と加害者とを遭遇させないように工夫するなど、家裁としても様々な配慮をしていることが分かった。ただし、調停委員によっては、当事者から事実を確認する以上に当事者に感情移入してしまうケースもあるようなので、調停委員のスキルアップを図ることも併せてお願いしたい。

### 委員

調停の実施回数が7、8回になるケースもあるということだが、調停申立てに至る前に当事者間で揉めた後に、更にこれだけの回数の調停を重ねるのは当事者にとってはつらいという感じがする。

#### 委員（裁判所）

調停の実施回数が7，8回に及ぶケースは，それほど多くはないが，例えば財産分与が問題となっているケースで預金等の存在を細かく確認しなければならぬようなときは，調停の実施回数を重ねざるを得ないこともある。一般には，調停は平均3回くらいで終了している。

#### オ 調停申立て，家事手続案内について

##### 委員

離婚調停申立の手数料は1200円という説明があったが，調停手続を利用する対価としては少し安価だと思う。

##### 委員

福井家裁における家事手続案内の状況についての説明を受け，その利用件数は多いと感じている。手続案内の担当職員は丁寧な対応をしていると聞いているので，職員は大変だろうが，がんばってほしい。

##### 委員

市役所で行っている市民相談で家裁で取り扱う内容の相談が持ち込まれたときの家裁への引き継ぎ等については，弁護士が担当する無料相談日まで待てない人に対して，家裁の家事手続案内を利用するよう教示することもある。

#### 5 その他

##### 委員

調停手続の利用者に対してアンケートを実施して利用者の生の声を聴き，それを題材にして家裁委員会で意見交換をすることも一つの方法として考えてみてはどうか。

#### 6 次回の内容等

開催日時 平成21年11月26日（木）午後1時30分

テーマ 「調停制度の運用状況」について